

令和3年度共同募金配分金受配申請要領 (アサヒ飲料全社運動連動寄付活動)

社会福祉法人愛知県共同募金会

この配分金は、アサヒ飲料株式会社が取られる販促活動「『三ツ矢の日』、『カルピスたなばた』全社運動」による寄付金を中央共同募金会に寄託され、この寄付金を財源に、地域住民が継続して子どもたちに関わることができる場を作ることを目的として、全国の子ども食堂実施団体に対して支援するものです。

なお、当申請の受け付け、配分金の交付は、社会福祉法人愛知県共同募金会（以下、「本会」という。）が行います。

1 対象団体

非営利活動を目的として設立された団体であって、かつ、以下の（１）から（８）までをすべて満たす団体とします。

- (1) 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を行う民間の非営利団体であること。
(法人格のない任意団体も可)
- (2) 愛知県内に所在する団体であって、愛知県内で継続的に活動ができること。
- (3) 団体の定款または会則・規約等、事業報告書、決算書、事業計画書、予算書を作成していること。
- (4) 配分を受けて行った活動について、本会、中央共同募金会及びアサヒ飲料株式会社のウェブサイト等において情報公開が可能であること。
- (5) 申請した事業が遂行できる運営体制があること。
- (6) 経営の基礎、管理の状況に信頼性があり、地域住民から信頼されていること。
- (7) 団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと。
- (8) 市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと。

より広く多くの活動を支援する観点から、昨年度まで募集していましたアサヒ飲料株式会社からの寄付金を財源とした「子どもたちの明るい未来づくり基金」の助成(配分)を受けた子ども食堂は、基本的に対象外となります。

ただし、助成(配分)先の団体、組織は同一であっても、一つの団体が複数の子ども食堂を運営している場合、過去に助成(配分)を受けていない子ども食堂は対象となります。

2 対象事業

(1) 対象事業実施期間

次の期間内に実施、完了する事業とする。

令和3年7月下旬(配分決定通知後)～令和3年11月30日

(2) 対象とする事業、費用

愛知県内で実施する子ども食堂

こども食堂の運営経費や設備整備にかかる費用

〈例〉

- ・こども食堂運営にかかる食材、会場費用
- ・こども食堂夏休みイベント用飾り、食材、食器類
- ・電子レンジ等の調理器具、テーブル・イス等の備品など。

(3) 対象とならない事業等

- ・営利のために行っていると見なされるもの
- ・対象としない経費
団体の運営費（職員給与、役職員への報酬）、事務所の維持費、新聞掲載やテレビCMなどへの広告に要する費用（新聞などへの折込料を含む）、交際費、接待費、商品券（金券）の購入、雑費・予備費など用途が不明な経費
- ・その他、本会において不相当と認めたもの

3 配分件数・配分（申請）額

(1) 配分件数

3団体

(2) 配分申請額

1団体につき5万円（配分総額150,000円）

なお、必ず配分決定するものではありません。配分対象外となる場合があります。

4 受配申請書の提出

様式「令和3年度共同募金配分金受配申請書（アサヒ飲料全社運動連動寄付活動）」をご記入の上、「添付書類」に記載の関係書類と併せて本会にご提出ください。（郵送可）

5 受配申請書の受付期間

令和3年6月1日～6月15日 [必着]

6 配分決定

(1) 配分先の決定

- ・配分決定の有無は、中央共同募金会から決定の連絡の後、本会から申請団体あてに通知いたします。（7月下旬予定）

併せて、「交付申請書」、「活動・精算報告書」の様式をお送りしますので、活動終了後1か月以内に「交付申請書」及び「活動・精算報告書」、領収書のコピー、配分対象事業の実施状況がわかるものをご提出ください。

- ・提供可能な活動レポートや画像等があれば、併せてご提出ください。

ご提出いただく活動レポートや画像等は、本会、アサヒ飲料株式会社の広報、宣伝素材として使用する場合がありますので、関係者ならびに肖像権者等の合意をお取りいただいたものとしてください。

- ・配分金は「交付申請書」等を提出いただいた後、本会の指定日に送金します。（精算払いとします。）書類不備の場合は、送金いたしません。
- ・活動実態が確認出来なかった場合は、配分決定を取り消す場合があります。
- ・配分決定した内容は、本会等ホームページで公開いたします。

(2) 贈呈式への参加協力

- ・中央共同募金会において贈呈式をオンラインで開催されます。配分決定した団体から1か所に参加のお願いをいたします。
日時：8月23日（月）14時～15時（予定）
- ・接続環境は貴団体にてご用意願います。接続に不安のある団体については、接続テストの時間を8月19、20日の夕方の時間帯に30分ほど設けられます。
- ・贈呈式への参加にあたり、配分を受けて実施する事業内容や今後の展望、子どもたちの声などのコメント（100字程度）と写真1枚を8月10日（火）までにご提供をお願いいたします。
- ・ご提供いただいたコメントは、アサヒ飲料の広報活動にて社外開示するとともに、写真はCSV活動紹介に関するホームページや冊子等への利用をさせていただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・写真については、7月末に届く同社商品とこども食堂利用者の方々の表情などが分かるものであることが望ましいです。（ただし、どうしても難しい場合は、可能な範囲で結構です。）

7 アサヒ飲料株式会社の製品の寄贈

配分決定団体に対して、アサヒ飲料株式会社の製品「三ツ矢サイダー」と「カルピスウォーター」が寄贈される予定です。（7月末に発送予定）

8 注意事項

- (1) 申請にあたっては、適切な内容でご申請ください。
- (2) 当申請の事業は、配分決定通知書交付後に実施するものです。配分決定通知書受理前に事業に着手した場合は、配分決定を取り消します。
- (3) 必要に応じて調査（監査）を行います。また、不正の事実等があった場合には、配分の決定の取り消し、または配分金を返還いただきます。
- (4) 本会へ提出した申請書の控えは、最低6年間保管してください。
- (5) 他の助成への同一内容の重複申請はご遠慮ください。
- (6) 要望にお応えできない場合がありますので予めご了承ください。

9 提出先、問合せ先

社会福祉法人愛知県共同募金会

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内

TEL 052-212-5528 FAX 052-212-5529